

■署名についてQ & A

Q 1 外国の人も署名できますか？

A. 内閣総理大臣へ提出する署名用紙には、どなたでも署名できます。

一方、衆議院議長・参議院議長へ提出する際には、日本国外に住んでいる外国籍の方の署名は受け付けてもらえません。

以下の署名用紙を用意しておりますので、使い分けてください。

1. 日本語の署名用紙（または日英併記のもの）・・・日本に住んでいる方、海外に住んでいる日本国籍の方

2. 英語の署名用紙・・・日本国外に住んでいる方（日本国籍の方以外）

署名は、日本語でも、母国語の文字でも結構です。

Q 2 署名に年齢制限はありますか？

A. ありません。お子さんでも署名できます。

Q 3 代筆でもいいですか？

A. 基本的には、署名は自筆をお願いします。なお低年齢のお子さんや、お手の不自由な方の場合は、代筆で結構です。また、印刷やハンコでの記載は不可です。

Q 4 署名用紙をダウンロードすると、「趣旨・要請事項」が書いてある紙と、名前を記載する欄がある紙の2枚が出てきました。どのように使えばいいのですか？

A. 署名用紙は、「趣旨・要請事項」が書いてある1ページ目と、名前を書く欄のある2ページ目がセットである必要があります。2枚をホッチキスなどで綴じる（2ページ目を複数枚にすることも可）、A4用紙の裏表にコピーする、A3の左右にコピーする——などで使用して下さい。

Q 5 宛先が、現在の衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣の名前になっていますが、別の人になった場合はどうなるのですか？

A. 衆参議長や総理が変わった場合は、すみやかに新しい署名用紙を用意いたしますが、それまでの署名用紙を継続して使用していただいても無効とはなりません。提出に際して事務局が作成する全体のあて書きに、その時の衆参議長や総理の名前を記載いたします。（菅直人前首相、西岡武夫前参院議長宛てになっている署名用紙も有効です）。

Q 6 1枚の同じ署名用紙が、3か所の宛先に送られるのですか？

A. 1枚の署名用紙が送られる先は、3か所の宛先のうちの1か所です。集まった署名を事務局で3分割し、それぞれに提出します。

Q7 取り扱い団体の欄は、どのように使うのですか？

A. 取り扱い団体の欄は、多数の署名を集めていただく際に、中間の取りまとめをされる団体や個人のお名前、ご住所などを記載するのに使用してください。もちろん、記載しなくても結構です。

Q8. 集めた署名は、どこに送ればいいですか？

A. 署名の送付先は以下の通りです。問い合わせについても下記にお願いします。

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

連合会館1階 原水禁気付

「さようなら原発」一千万人署名 市民の会

電話 03-5289-8224/8222

Q9. 署名の締め切りはいつですか？

A. 締め切りを設けず、1000万筆達成まで続けます。すでに750万筆分は2012年6月15日に政府と国会に提出しました。

Q10. 住所は都道府県から書いたほうがよいですか？

A. 省略された分を実行委員会で無効にすることはありませんが、提出先で確実に受け付けてもらうためにも、省略せずにお書きください。同じ住所の場合も「同上」や「//」とせずお書きいただいたほうが間違いはありません。すでに集めていただいた署名に関してはそのままお送りください。

Q11. 一度署名用紙に署名したのですが、オンライン署名でもう一度署名してもいいですか？

A. 署名はお一人様一筆でお願いします。用紙でもオンラインでも署名の効力は変わりません。

Q12. 署名を送るときは書留や速達で送ったほうがよいですか？

A. 普通郵便等で構いません。